P172. P173

改正個人情報保護法に関する補足について

本稿は、原則として平易な表現で記載しているため、改正個人情報保護法の内容を100%正確に記述した記事ではありません。 改正個人情報保護法についてもっと詳しく知りたい方は、以下のサイトをご覧ください。

【個人情報保護委員会 中小企業サポートページ(個人情報保護法) https://www.ppc.go.jp/personal/chusho support/ 】

P172



改正個人情報保護法

2015年9月に改正され、2017年5月30日に全面施行された「個人情報保護 法」で、保有する個人情報が5.000人以下の中小企業も新たに「個人情報取 扱事業者」と定められました。 つまり、個人情報をベースに活動する者全でが 同法の義務を負うことになったのです。

そのポイントをまとめると、次のようになります。

- ①身体的特徴も個人情報です。
- ②人種、信条、病歴など差別や偏見を生む可能性のある個人情報を取得すると 必ず本人の同意を得なければなりません。
- ③個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、あらかじめ本人の同意を得なけ ればなりません(ただし、生命、身体、財産の保護が必要なときには不要)。
- ①個人情報データベースに含まれる個人情報を第三者に提供する場合も本人の 同意を得なければなりません。さらに、個人情報保護委員会への届け出も必

P173

要です。

| に) 提供者は提供年月日や情報の受領者氏名などを記録し保存す ることも義務付けられています。

⑤特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、そこから個人情報を復 元できないようにしてビッグデータなどに利用することができるようになり ました。



以下のとおり、記載を訂正します。 「必ず」⇒「原則としてあらかじめ」 本人の同意を得なければなりません。



個人情報保護委員会への届け出が 義務付けられているのは、

「オプトアウト方式」による場合です。

※ 詳しくはこちらをご参照ください。

https://www.ppc.go.ip/personal/legal/optout/



提供者側だけでなく、受領者側にも 記録を保存する義務があります。